

○技能検定実施基準の制定について

(昭和53. 11. 30 警察庁丁安発第380号
警察庁保安部保安課長から各管区警察局保安(公安)
部長、警視庁防犯部長、各道府県警察本部長、各方
面本部長あて

技能検定及び射撃教習に関する規則(昭祢53年国家公安委員会規則第8号)の制定については、11月29日警察庁次長通達が発せられたところであるが、同規則のうち技能検定の実施に関する解釈運用につき、別添「技能検定実施基準」を定めたので、執務の参考とされたい。

技能検定実施基準

1 目的

この技能検定実施基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の9及び技能検定及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第1条から第5条までの規定による技能検定の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 検定実施場所の設定

猟銃の射撃の科目についての技能検定(以下「射撃検定」という。)の実施の場所は、

次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる要件を満たす施設を使用して行うものとする。

- (1) 散弾銃を使用して行う射撃検定（以下「散弾銃射撃検定」という。規則第1条第2号ア。）

ア トラップ射撃 指定射撃場の指定に関する総理府令(昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。)別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃 指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

- (2) ライフル銃を使用して行う射撃検定（以下「ライフル銃射撃検定」という。規則第4条第1項。）指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

3 受検者の確認及び指示

- (1) 受検者の確認

検定官は、猟銃所持許可証等により受検者の確認を行うものとする。

- (2) 検定前の指示

ア 検定官は、受検者に対して検定開始前に、次の事項について指示及び説明を行うものとする。

(ア) 検定中の事故防止

(イ) 検定課題の実施順序

(ウ) 検定中止事項

(エ) その他検定実施について必要な事項

イ 検定官は、受検者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受検者が斟酌している等技能検定を受けるに適しない場合には、当該受検者に係る技能検定を中止するものとする。

- (3) 検定中の指示

検定官は、検定中における検定課題の実施順序の教示又は減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示を除き、助言等をしてはならないものとする。

4 課題の設定等

- (1) 猟銃の操作の科目についての技能検定（以下「操作検定」という。）の課題の設定及び実施順序は、別添1に定めるとおりとする。

(2) 射撃検定の課題の設定及び実施順序は、別添2に定めるとおりとする。

5 採点

(1) 操作検定

ア 採点の範囲

検定官が、当該検定を受ける受検者全員に対して技能検定の開始の宣言をした時から、受検者全員が全課題を終了し、検定官が技能検定の終了の宣言をするまでの間のすべての猟銃の操作について行う。

注1 射撃検定実施中の猟銃の操作も採点の対象となる。

注2 受検者のグループがA及びBの二組である場合に、Aのグループが射撃検定を終了し、Bのグループの射撃検定の終了を待機している場合でも、待機中のAのグループの受検者が操作検定の減点事項に該当する場合には減点する。

イ 採点方法

(ア) 操作検定の採点は、別添3「操作検定採点基準」に定める減点事項に該当するものについて減点し、別添4「技能検定成績表」の「採点基準細目一覧表」に記録して行うものとする。

(イ) 採点は、回数減点を原則とする。

注1 甲という減点事項に2回該当した場合は、(甲の減点数)×2を減点する。

注2 1つの行為で、乙及び丙という2つの減点事項に該当した場合には、(乙の減点数)+(丙の減点数)を減点する。

ウ 是正措置及び減点

操作が不適切であった場合等であって、周囲の状況から危険が予測される時は、検定官が補助し、又は注意を与えて是正させ、減点するものとする。

(2) 射撃検定

ア 散弾銃射撃検定

(ア) 完全な形態をとっていない標的(出割れ)及び定められた飛行線を著しくはずれた標的は、採点の対象とならないものとする。

(イ) (ア)の場合に、受検者が発射した実包については、規則第3条第4項の射撃回数に当たらないものとする。

(ウ) 猟銃の故障又は実包の不発の場合には、放出された標的は採点の対象とならないものとする。

(エ) (ア)から(ウ)までのほか、検定官が採点の対象とすることが不適當であると思料した場合には、当該標的は採点の対象とならないものとする。

(オ) 完全な形態をとった標的が、定められた飛行線を飛しようしたにもかかわらず、受検者が射撃時機を失して射撃しない場合にも、規則第3条第3項第2号の標的の個数に算入されるものとする。

(カ) 標的の飛しよう中に、標的が破砕されたことが肉眼で識別できた場合を命中とする。

イ ライフル銃射撃検定

(ア) 跳弾であることが明りょうな弾痕は、採点の対象とならないものとする。

(イ) 得点圏を画する線に接する弾痕は、上位点に採点するものとする。

6 合格基準（規則第1条）

次に掲げる操作検定及び射撃検定の合格基準を共に満たした者を技能検定に合格したものとする。

(1) 操作検定

減点数が20点を超えないこと。

(2) 射撃検定

次に掲げる獵銃及び射撃方法の区分に従い、それぞれ次に掲げる成績を得ること。

ア 散弾銃射撃検定

(ア) トラップ射撃によるもの 2個以上の標的に命中すること。

(イ) スキート射撃によるもの 3個以上の標的に命中すること。

イ 公称口径22のへり打ちのライフル銃（以下「小口径ライフル銃」という。）による射撃検定

(ア) 立射によるもの 50点以上を得点すること。

(イ) 膝射によるもの 70点以上を得点すること。

(ウ) 伏射によるもの 100点以上を得点すること。

ウ 公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃（以下「大口径ライフル銃」という。）による射撃検定

(ア) 立射によるもの 25点以上を得点すること。

(イ) 膝射によるもの 40点以上を得点すること。

(ウ) 伏射によるもの 60点以上を得点すること。

7 検定中止（規則第5条）

次に掲げる事項に該当した場合は、検定を中止することができるものとする。

ア 受検者が当該技能検定に合格しないことが明らかになった場合

注 操作検定において減点が20点を超えた場合

イ 受検者が当該技能検定を安全に実施するための指示に従わない場合

別添1 操作検定の課題設定及び実施順序

1 散弾銃を使用して行う操作検定

散弾銃を使用して行う操作検定の課題の設定及び実施順序は次のとおりとする。

注 括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

(1) 射撃検定前の操作検定

ア 散弾銃の点検及び分解結合（1回）

(ア) 散弾銃を銃身部と機関部に分解させる。

(イ) 分解された散弾銃を結合させつつ安全点検を行わせる。

注 点検は、受検者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

イ 散弾銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間を散弾銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等に散弾銃を置かせ、又は手に取らせるものとする。

注 課題として指定してこの動作を行わせるのは1回であるが、操作検定における採点対象としては、この場合のほかのすべての散弾銃の保持及び携行が含まれる。

ウ 照準及び空撃ち

(ア) 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。（2回）

注 模擬弾は、操作検定においては、実包とみなす。

(イ) 射撃動作及びスウィングを行わせつつ空撃ちを行わせる。（5回）

注 スウィングは、電線等の地形地物を利用して、飛ばす標的の飛行線を仮想することにより行うものとする。

(ウ) 不発弾の場合の処理を行わせる。（1回）

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

(2) 射撃検定中の操作検定

2 ライフル銃を使用して行う操作検定

ライフル銃を使用して行う操作検定の課題の設定及び実施順序は、次のとおりとする。

注 括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

(1) 射撃検定前の操作検定

ア ライフル銃の点検及び分解結合（1回）

(ア) ボルト式ライフル銃の場合に限り、ボルトの脱着を行わせる。

(イ) 安全点検を行わせる。

注 点検は、受検者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

イ ライフル銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間をライフル銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等にライフル銃を置かせ、又は手に取らせるものとする。

注 課題として指定してこの動作を行わせるのは1回であるが、操作検定における採点対象としては、この場合のほかのすべてのライフル銃の保持及び携行が含まれる。

ウ 照準及び空撃ち

(ア) 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。（2回）

(イ) 射撃姿勢を執らせ、かつ、空撃ちを行わせる。（5回）

(ウ) 不発の場合の処理を行わせる。（1回）

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

(2) 射撃検定中の操作検定

別添 2 射撃検定の課題設定及び実施順序

1 散弾銃射撃検定

(1) 標的の形状

直径110ミリメートル（±2ミリメートル）、高さ26.5ミリメートル（±1.5ミリメートル）、重量105グラム（±5グラム）のクレージョン

注 通常使用されているクレージョン

(2) 標的の放出方法等

ア 受検者1人につき25個の標的を1個ずつ放出するものとする。

イ トラップ射撃

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル(±5メートル)となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準上でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル(±0.5メートル)の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない

ウ スキート射撃

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度

(イ) 放出高度 クレー交差点において地上4.57メートルの点を中心とする直径0.91メートルの仮想の円内を通過

(ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	6	7	7
放出器	M	M	M	P	P	M
標的個数	4	4	4	4	4	5

注1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。

注2 標的の放出は、ノータイムとする。

(3) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 射撃の方法及び射台の移動

(ア) 受検者は、射台において、当該射台に定められた個数の標的全部に対して、連続して射撃するものとする。

(イ) 受検者のグループ(射団)の全員が、当該射台において射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

2 ライフル銃射撃検定

(1) 標的の大きさ、形状及び得点圏

使用する ライフル銃 標的	公称口径22のヘリ打ち のライフル銃	公称口径22のヘリ打ち のライフル銃以外のラ イフル銃
a	$162.4 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$1000 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル
b	$12.4 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$100 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル
c	$8.3 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$50 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル

標的の形状及び得点圏

備考1 射距離とは、当該施設における射撃線から標的までの距離（単位は、メートルとする。）をいう。

- 2 aは、標的の直径を表す。
- 3 bは、10点圏の直径を表す。
- 4 cは、10点圏を除く各得点圏の幅員を表す。
- 5 図に示す数字は、各得点圏の点数を表す。

注1 小口径ライフル銃の標的1枚についての射撃回数は、5回とする。

注2 大口径ライフル銃の標的1枚についての射撃回数は、20回とする。

(2) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 試射

規則第4条第3項に定める射撃回数のほかに、10回以内の試射を認めるものとする。

注1 試射は、照準調整のためのものであるので、射撃検定の採点の対象とはならない。ただし、操作検定の採点の対象となる。

注2 試射は、射撃検定開始前のみ行うことができる。

別添3 操作検定の採点基準（規則第1条第1号）

1 散弾銃を使用して行う操作検定

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考	
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合		
B	用心がねの中に指を入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無の確認する場合を除く。	
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合及びクレーが放出器から放出され飛しょうを完了するまでの間を除く。	
D	機関部を開放せず、又は弾倉を取りはずさないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	10	銃を携帯し、又は銃架等に置くときに次の措置を執らなかった場合 ア 元折銃は、銃を折り機関部を開放する。 イ 元折銃以外の銃は、遊底を開き機関部を開放する（弾倉着脱式のものにあつては、弾倉も取りはずす）。	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。	
E	実包を装てんしたまま射台を離れた場合	10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。	
F	上記以外の危険行為を行った場合	a	10	銃の保持方法が確実にないために銃を取り落した場合	
		b	10	射台で実包を装てんした状態で銃を手から離れた場合	
		c	10	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合 ア 銃を手にした場合 イ 射台を離れる場合	「銃を手にする」とは、銃を保持しはじめることをいう。
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	各1 次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 先台が確実に装置されているかどうかの確認 オ 銃身部、機関部及び銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	3 分解結合動作が著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	

(3) 実包の装てん及び抜出しその他実包の取り扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てんした場合	10	射台以外の場所において実包を装てんした場合	模擬弾を使用して行う操作検定を除く
J	上記以外の危険行為を行った場合	a	5 不発が生じた場合において、次の措置を執らなかった場合 ア 引き金を引いても撃発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認したうえで脱包する。 イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。	
		b	3 実包を自らの目のとどかない所に放置した場合	

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項		減点数	適用細目	備考
K	発射の時機を著しく失した場合	1	クレーが放出される前、又はクレーが飛しょうを完了した後に発射した場合	
L	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	飛しょうするクレーの方向と著しく異なる方向に発射した場合	
M	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正確である場合	操作検定の全ての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

2 ライフル銃を使用して行う操作検定

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねの中に指を入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無の確認する場合を除く。
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合を除く。
D	機関部を開放せず、又は弾倉を取りはずさないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	10	銃を携帯し、又は銃架等に置くとときに次の措置を執らなかつた場合 ア ボルト式銃は、ボルトを開き機関部を開放する。 イ 自動式銃は、遊底を開き機関部を開放する。 ウ 弾倉着脱式銃は、遊底を開き機関部を開放し、かつ、弾倉を取りはずす。	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。
E	実包を装てんしたまま射台を離れた場合	10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。
F	上記以外の危険行為を行った場合	a	銃の保持方法が確実にないために銃を取り落した場合	
		b	射台で実包を装てんした状態で銃を手から離れた場合	
		c	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合 ア 銃を手にした場合 イ 射台を離れる場合	1. 「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。 2. 弾倉式以外のものは、薬室内の確認のみでよい。
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 機関部と銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	ボルトの取り付け及び取りはずしが著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	ボルト式ライフル銃に限る。

(3) 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てんした場合	10	射台以外の場所において実包を装てんした場合	模擬弾を使用して行う操作検定を除く。
J	上記以外の危険行為を行った場合	a	不発が生じた場合において、次の措置を執らなかつた場合 ア 引き金を引いても撃発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認したうえで脱包する。 イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。	
		b	実包を自らの目のとどかない所に放置した場合	

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項		減点数	適用細目	備考
K	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	標的に命中しないものが射撃弾数の半分を超える場合 (半分を超える1弾数ごとに減点する。)	20発中標的に命中したもの5発、命中しなかったもの15発とした場合には、 $1 \text{点} \times (15 \text{発} - 10 \text{発}) = 5 \text{点}$ を減点する。
L	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正解である場合	操作検定の全ての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

